

広 告 掲 載 取 扱 要 領

きょうと市民しんぶんへの広告掲載について、次のとおり実施することとし、令和8年度分の広告を掲載する事業者等（以下「広告取扱業者」という。）を募集します。

広告媒体	印刷物の名称	きょうと市民しんぶん（全市版・区版<11区>）
	印刷物の内容・作成目的	市政方針・施策・事業の紹介、各種行事のお知らせ等
	印刷物の仕様	全市版 タブロイド判 4色刷 16ページ 区版 タブロイド判 4色刷 4ページ
	発行部数	全市版 約63万部／回 区版 約63万部／回
	発行頻度	各月1回
	発行予定日	全市版 毎月 1日 区版 每月 15日
	配布予定時期	全市版 発行月の前月20日前後から配布開始 区版 発行月の5日前後から配布開始
	配布対象・配布エリア	全市（区版は各区）
広告の規格①	配布方法	市政協力委員を通じ、全戸に配布。その他、市役所案内所、各区役所・支所等市の施設、コンビニ・地下鉄駅構内でも配布（無料）。
	広告掲載面・広告掲載位置	全市版 1～9、11～16面の下段に各1枠 区版 1～4面の下段に各1枠
	広告の大きさ	縦6cm×横23.5cm
	広告の色数	4色（フルカラー）
	枠数	全市版 月15枠（年間180枠） (令和8年5月1日号～令和9年4月1日号) 区版 月4枠（年間48枠） (令和8年5月15日号～令和9年4月15日号)
広告の規格②	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・各広告枠の左上に広告（太ゴシック、13ポイント以上）と明記してください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるように配慮してください。 ・紙面上に、市が指定する原稿を記載してください。（一文程度）
	広告掲載面・広告掲載位置	全市版 10面の1面
	広告の大きさ	縦35.6cm×横23.5cm
	広告の色数	4色（フルカラー）
	枠数	枠数については広告の大きさ以下で自由に設定できます。 (令和8年5月1日号～令和9年4月1日号)
広告の規格③	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・各広告枠の左上に広告（太ゴシック、13ポイント以上）と明記してください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるように配慮してください。 ・紙面上に、市が指定する原稿を記載してください。（一文程度）

掲載条件	広告料金（税込み）	<ul style="list-style-type: none"> 公募型指名競争入札制度により決定します。 <p>なお、入札金額は、規格①の年間枠（全市版180枠+区版48枠=228枠）と規格②の年間面数（12面）の合計とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
	広告原稿の審査	<ul style="list-style-type: none"> 校了日の8開庁日前の午後5時半までに、京都市広報担当に広告主及び広告内容を文章で報告してください。 校了日の6開庁日前の午後5時半までに、審査用原稿を提出し、掲載基準に基づく審査を受けてください。原稿は事前に関係規程から逸脱していないかを必ず確認した上で、提出してください。（本要領内の「掲載基準」参照）。 <p>※審査には数日かかる場合がありますので、遅滞なく提出してください。審査用原稿の提出の遅滞により入稿期限までに本市の審査が終了しない場合、あるいは、審査による本市の指示を反映した修正原稿の提出が入稿期限に間に合わない場合、当該原稿の入稿は認められません。このとき、あらかじめ入稿済みの広告取扱業者の自社広告を掲載します（本要領内の「掲載条件『その他の条件』」参照）。</p> <p>※新規の事業者の広告を掲載する場合は、原稿の審査の前に事業者の審査を行います。通常の審査よりも時間がかかるため、早めに審査を受けてください。また、他都市での掲載事例がある場合は、事前に情報提供をしてください。</p> <p>※開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く京都市の開庁日のことを指します。</p> <p>※校了日の目安は、全市版は概ね発行日の18日前、各区版は発行日の概ね24日前です。京都市広報担当が決定し通知します。</p>
	広告原稿の入稿期限	各号、校了日の1開庁日前の午後4時
	広告原稿の入稿方法	<p>広告原稿は広告取扱業者において作成し、出力見本を添えて完全データで京都市が指定する版下制作委託業者に入稿してください。</p> <p>なお、版下制作委託業者から追加で仕様の指示があれば、対応してください。</p> <p>※「Adobe Illustrator CC 2017以上のバージョン」を使用し、フォントにはアウトライン処理を行ってください。</p>
	校正方法・回数	<p>色の確認のみを行う色校正を1回行います（色校正用の原稿のスキャンデータをインターネットのメールで送付）。</p> <p>なお、全市版は色校正日の翌日10時までに、区版は色校正日17時までに、修正の有無を確認し報告してください。</p> <p>※入稿期限後の文字の変更は認めません。</p> <p>※入稿期限を過ぎて提出された原稿については、色校正のためのデータを提示しません。</p>
	その他の条件	<p>入稿期限までに入稿できない場合等に備え、あらかじめ自社広告を提出し、掲載基準に基づく審査を受けてください。</p> <p>審査を終了した当該原稿は、京都市が指定する版下制作委託業者に令和8年4月3日までに入稿してください。</p>
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	<ul style="list-style-type: none"> 京都市広告事業実施要項 京都市広告掲載基準 広告内容の業種ごとに定める関係規程・法令等 <p>※掲載する広告内容等が、上記関係規程から逸脱している場合は、広告の内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告取扱業者への催告その他何らかの手続きをすることなく、広告を取り消します。</p>
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	掲載する広告主は、原則1枠につき1社とします。

申込手続等	<p>申込資格</p>	<p>広告掲載申込書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者又は登録申請中の者で、開札の時までに告示に定める資格を有するものであると認められた者のいずれかであって、かつ、下記(1)から(4)に掲げる条件を満たす者。</p> <p>(1) 申請日から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと</p> <p>(2) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと</p> <p>(3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと</p> <p>(4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと</p> <p>(5) 本件入札の履行期間の過去5年において、入札に参加しようとする者が、自社の経営状況の悪化を事由に、広告掲載取扱業務の契約の変更などを行っていないこと</p>
	<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載申込書（京都市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記載の上、以下の申込先に提出してください（郵送する場合は、書留郵便で申込期間内に必着）。 ・広告掲載申込書等の受領後、広告事業指名競争入札通知書及び広告事業入札書を令和8年1月30日（金）までに電子メールで送付します。
	<p>申込期間</p>	<p>令和8年1月13日（火）～令和8年1月27日（火） 午前9時から午後5時まで。※土・日曜、祝日を除く。</p>
	<p>広告掲載者の決定方法</p>	<p>公募型指名競争入札で決定。 執行予定日：令和8年2月12日（木） ※詳細は、広告事業指名競争入札参加通知書で再度確認してください。</p>
その他	<p>その他の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告の内容等に関する責任は、広告取扱業者及び広告主が負うものとし、掲載に伴うトラブル等は、双方の責任及び負担において解決してください。 ・広告取扱業者に決定した者とは、別途、広告掲載契約を締結します。契約締結後、京都市から支払いの請求（年4回に分けて請求）を受けた毎日から30日以内に納付してください。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。 ・落札者が登録業者でない場合は、契約を締結しません。 ・広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	<p>お申込み・お問い合わせ先</p>	<p>京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：松岡、藤井） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3094 FAX番号 075-213-0286</p>